

広島県農林水産振興資金特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十九号

広島県農林水産振興資金特別会計条例の一部を改正する条例

広島県農林水産振興資金特別会計条例（平成二十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び」の下に「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）第四条の規定による廃止前の」を加え、「就農促進特別措置法」を「旧就農促進特別措置法」に改める。

第二条中「就農促進特別措置法」を「旧就農促進特別措置法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。